

子ども医療費助成について

知名町では、子ども医療費負担の軽減と少子化対策の一環として、15歳（中学校修了前）まで子ども医療費を支給しています。

●新規登録が必要な方

知名町へ転入された児童やまだ登録されていない児童

●必要書類

印鑑・子どもの保険証・保護者の通帳・27年度分課税証明書

※課税証明書については、平成27年1月1日以降に転入された方のみ必要です。

問 保健福祉課

電話(84)3153

戦没者等のご遺族の方へ 第10回特別弔慰金

●支給対象者

平成27年4月1日において、戦没者等に係る公務扶助料、遺族年金等の年金給付を受ける権利者がいない遺族のうち、どなたかお一人。※「遺族」とは、戦没者等の死亡当時既に既に生まれていた遺族（子は戦没者等の死亡当時の胎児を含む。）で、三親等内親族に限られ、法律により支給順位や要件が定められています。

●支給内容

額面25万円（5年償還の記名国債）

●請求期間

30年4月2日まで

問 町民課

電話(84)3152

国定公園内での 開発行為について

国定公園内では、優れた風景地を保護するため、自然公園法に基づき、各種開発行為が規制されています。

国定公園内において、次のような開発行為等を行う場合は、事前に県知事への許可申請・届出の手続きが必要となりますが、まずは、町ホームページをご覧になるか、企画振興課までお問い合わせください。

●手続きの必要な行為（一例）

- ・工作物（建築物を含む）の新築・改築・増築
- ・木竹の伐採
- ・広告物の掲出（案内板等を含む）
- ・開墾・土地の形状変更
- ・鉱物や土石の採取
- ・屋根・壁面の色彩の変更
- ・環境大臣が指定する植物の採取又は損傷等

問 企画振興課

電話(84)3162

県所管の浄化槽法に 基づく事務が知名町に 移ります

鹿児島県では、住民サービスの向上や市町村における自主的・主体的なまちづくりのため、「権限移譲プログラム」に基づき、市町村の希望に応じて事務を移す取り組み（権限移譲）を進めています。

浄化槽法事務においては、浄化槽設置等の届出受理事務、維持管理指導等を県から一部の市町村へ事務を移しています。平成28年4月1日からは知名町が新たに対象となります。

このことに伴い、今までは大島支庁徳之島事務所（徳之島保健所）へ提出していた下記の届出、報告書等については、権限移譲実施市町村（知名町）へ提出していただくこととなります。

●主な提出届出等

- ・浄化槽設置（変更）届出書
- ・浄化槽使用開始報告書
- ・技術管理者変更報告書
- ・浄化槽管理者変更報告書
- ・浄化槽使用廃止届出書

その他、浄化槽の維持管理に係る書類が対象となります。浄化槽保守点検業者等の報告も同様に対象となります。

問 耕地課

電話(84)3163

知名町人権教育・啓発 基本計画を策定しました

平成28年3月に人権教育・啓発施策を総合的かつ効果的に推進するための指針として、知名町人権教育・啓発基本計画を策定しました。

●基本理念

相互の人権が尊重され、人権という普遍的文化（人権文化）が息づく心豊かな知名町の実現

●基本計画目標

「本町に住むすべての人たちが個人として尊重され、認め合い、ともに生き、安心と生きがいを実感できる『人権尊重のまち』の実現を目指す」と定め、人権教育・啓発に関する施策等を総合的かつ効果的に推進します。

この計画に、町民の皆さんの考えやご意見をお伺いし、今後の人権に関する施策（事業等）に反映しますので、下記の施設で知名町人権教育・啓発基本計画をご覧いただき、ご連絡をお願いします。

●閲覧施設

・町立図書館・各字公民館・保健センター・地域包括支援センター

問 総務課

電話(84)3156

平成28年度「派遣登記 官（派遣登録所）」の 案内について

法務局では、土地や建物の相続、売買、贈与などの登記申請や、登記事項証明書などの交付請求を受けるために、「派遣登記官（派遣登録所）」を下記の日程で開設しています。

●開設日及び開催場所

・偶数月の第2週目の水曜日
・知名町役場

●開催時間

午後3時～5時

※飛行機の時間、天候等により変更・中止となることもあります。

問 総務課

電話(84)3156

九州電力から 感電事故防止のお願い

鯉のぼりの季節になりましたが、感電事故防止のため、電線付近での鯉のぼりの掲揚や魚つりは絶対に行わないよう、お願いします。

万一、鯉のぼりや釣り糸が電線にかかった場合は、自分で取ろうとせず、お近くの九州電力までご連絡ください。

問 九州電力奄美営業所

電話0120(986)808